

平成22年9月13日

山口県後期高齢者医療広域連合長
野村興児様

山口県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会
会長 油納健一

「高齢者所在不明問題」に係る医療情報の外部提供について（答
申）

平成22年9月9日付け山後広総第142号で諮問のあったこのことにつ
いては、下記のとおり答申します。

記

- 1 「高齢者所在不明問題」に関連し、高齢者の所在確認のための資料として日本年金機構及び市町に対して個人情報を外部提供することについては、本件が公益性の高い問題であること、提供先が公共的な団体であること、年金の不正受給を防ぐことに繋がることから、これを適当と認める。
- 2 山口県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定による個人情報の外部提供をした場合における、同条第4項の規定による本人通知については、諮問の理由によりこれを行わないことは適切でないため、今後、実施機関において判断されたい。

以上